

# 夕張岳ヒュッテ管理運営委員会 規 約

(目的)

第1条 ユウパリコザクラの会（以下「本会」という）が、夕張岳ヒュッテの管理運営に関する協定書（以下「協定書」という）に基づき、夕張市から夕張岳ヒュッテ（以下「ヒュッテ」という）の管理運営について委託を受けたことから、本会に夕張岳ヒュッテ管理運営委員会（以下「委員会」という）を設置し、ヒュッテの適正な運営・維持管理を行うために必要な事項を定める。

(委員会の活動)

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の活動を行う。

- (1) ヒュッテの利用者のための運営管理
- (2) ヒュッテの補修などの維持管理
- (3) 上記(1)、(2)に係る基金の募集及び管理協力金等の領収と管理
- (4) 上記に関する一切の事項の処理

2 委員会は、前項(1)、(2)に係る業務内容に関する要領等を定めるものとする。

3 委員会は、ヒュッテの解体などにより活動の目的が失われた場合においても、ヒュッテに係る資料、写真映像、重要な備品の整理保存のために存続することができる。

(事務局)

第3条 委員会の効率的な運営を行うために、事務局を置く。

2 事務局の所在地は、夕張市鹿の谷東丘町4番地1水尾君尾方とする。

(委員会の構成)

第4条 本会に下記の役員を定める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局員 若干名

2 役員は、本会代表が指名し、総会の承認を得る。

3 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

4 役員が途中退任した場合の補充者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

5 役員の仕事

(1) 委員長は、本会代表の指揮を受けて、ヒュッテ管理運営の全般について責任を負い、委員会の運営に当たる。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長の仕事を遂行する。

(3) 事務局長は、事務全般を司り、委員長、副委員長と協議の上、事務局の運営指揮に当る。

(4) 事務局にヒュッテ運営及び会計並びに庶務の担当者を置き、事務局長の指示を受け、それぞれの仕事に当る。

4 委員長は、年間事業計画及び事業結果について本会総会において承認を受け、更に協定書に基づき夕張市に報告し承認を受けるものとする。

(委員会の開催等)

第5条 委員長は、必要の都度委員会を開催することができる。

2 副委員長及び事務局長は、委員会運営に関して協議する必要があるときは、委員長に対し委員会の開催を求めることができる。

(会計等)

第6条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 委員会会計の収支予算、決算について、委員長は本会監事の監査を受け本会総会において承認を受けるものとする。

(規約の改廃)

第7条 この規約の改廃は、本会総会の承認を要するものとする。

(その他)

第8条 この規約の定める事項以外の処理は、本会役員会において協議の上、実施できるものとする。

#### 【付則】

1 この規約は平成21年4月1日より施行する。

2 事務局所在地

〒068-0412 夕張市鹿の谷東丘町4番地1 水尾君尾方

電話・FAX 0123-52-3306

(平成21年4月1日より施行する)

3 平成29年5月13日一部改正し、同日より実施する。